

○南空知公衆衛生組合職員定数条例

〔昭和42年5月23日  
条例第5号〕

改正 昭和43年 1月23日条例第1号 昭和44年 1月 6日条例第2号  
昭和44年10月 1日条例第3号 平成 5年 3月 5日条例第1号  
平成 8年 3月12日条例第4号 平成11年12月16日条例第6号  
平成19年 3月29日条例第1号

（定義）

**第1条** この条例で「職員」とは、組合長の事務部局に常時勤務する職員（嘱託員及び雇傭人を含み、組合長、副組合長、事務管理者及び会計管理者並びに臨時に期間を定めて雇傭する者を除く。）をいう。

（職員の定数）

**第2条** 職員の定数は、16人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年1月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年1月6日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年10月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月5日条例第1号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月12日条例第4号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月16日条例第6号）

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。